

# 北秋田市大野台ハイランド体育館

## 指定管理者募集要項

平成18年12月  
北 秋 田 市

## 募 集 要 項 目 次

1	施設の設置目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	管理の基準	2
5	指定期間	2
6	指定管理料	2
7	利用料金	2
8	指定管理者と市の責任分担	3
9	申請資格	3
10	申請の手続き	3
11	説明会	4
12	選定の方法	4
13	選定の時期等	5
14	協定の締結	5
15	指定の取消し	5
16	法人税等	5
17	お問い合わせ先	5

## 北秋田市大野台ハイランド体育館指定管理者募集要項

北秋田市大野台ハイランド体育館条例第3条の規定に基づき地方自治法第224条の2第3項に規定する指定管理者を募集します。

### 1 施設の設置目的

北秋田市大野台ハイランド体育館(以下「体育館」という。)は、勤労者及び市民の福祉と健康の増進を図ることを目的とする。

### 2 施設の概要

区 分		内 容	
名 称	北秋田市大野台ハイランド体育館		
所 在 地	秋田県北秋田市上杉字金沢448番地		
開 設 時 期	昭和60年12月		
構 造	鉄筋コンクリート		
敷 地 面 積	2,730㎡		
床 面 積	1,008㎡		
施 設 内 容			
床面積	階層	室 名	用途・概要等
928.185㎡	1階	体育室	661.50㎡ (31.5m×21.0m)
		ステージ	58.56㎡
		楽屋・控室	15.75㎡
		器具室	20.25㎡
		多目的ホール	102.375㎡
		談話室	31.50㎡
		事務室	15.75㎡
		更衣室×2	11.25㎡×2
257.325㎡	2階	トレーニングルーム	257.325㎡

体育館管理費の実績(過去3年間)

平成15年度 2,860千円

平成16年度 3,010千円

平成17年度 2,754千円

体育館利用者数及び利用料の実績(過去3年間)

平成15年度 6,076人 314千円

平成16年度 6,437人 264千円

平成17年度 4,335人 185千円

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) 体育館の利用の許可、受付及び案内に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 体育館の利用の促進に関する業務
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、体育館の管理に関し、市長が必要と認める業務

### 4 管理の基準

#### (1) 休業日

毎週火曜日及び第1月曜日と第3日曜日

8月13日及び12月29日から翌年1月3日まで

から のほか、市長が特に認めるとき

指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができます。

#### (2) 開館時間

毎日午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は特に必要と認める場合、閉館時間を変更できます。

指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができます。

#### (3) 利用許可の制限

指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対し、利用を拒否し、又は利用の中止を命ずることができる。

体育館条例または体育館規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

利用許可の申請事項に偽りがあったとき。

利用許可の条件に違反したとき。

公益上又は体育館の管理運営上、やむを得ない理由が生じたとき。

から までに掲げるもののほか、特に必要と認めるとき

### 5 指定期間

平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

### 6 指定管理料

体育館の指定管理業務に係る指定管理料は、毎年度の予算の範囲内で年4回支払います。

### 7 利用料金

体育館条例第9条に規定する利用料金は指定管理者の収入とします。

## 8 指定管理者と市との責任分担

指定管理者と市との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、詳細の規定については、指定管理者と市との協議により、協定で定めます。

項 目		指定管理者	市
施設	改築又は大規模修繕		
	修繕	(20万円未満)	(20万円以上)
苦情や要望への対応			
体育館の火災保険加入			
利用者に係る保険の加入			
第三者への賠償		指定管理者と市との協議	

指定管理者の故意又は過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失又は第三者への損害は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕又は損害の賠償を行うこととします。

体育館のサービスに支障がないと市が判断した場合は、修繕を見合わせる場合があります。

## 9 申請の手続き

指定管理者の申請が出来るのは、秋田県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。ただし、次に該当する団体は申請できません。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体
  - 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
  - 破産者で復権を得ない者
  - 市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は精算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
  - 市長
  - 市議会の議員

## 10 申請の手続き

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書に次に掲げる書類を添えて提出してください。
  - 申請資格を有している事を証する書類
  - 業務計画書
  - 収支計画書
  - 申請者の平成18年度収支予算関係書類
  - 申請者の平成17年度事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
  - 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

法人にあつては、登記事項証明書

(2) 提出部数

正本1部、副本5部(コピー可)を提出してください。

なお、市が必要と認める場合は、申請書類の内容について、説明や追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 提出期限

平成19年2月5日(月)午後5時15分まで

(4) 提出場所

北秋田市合川支所産業建設課

〒018-4272 北秋田市新田目字大野82-2

(5) 質問事項の受付

受付期間 平成18年12月28日(木)～2月5日(月)

受付方法 質問票(別紙)に記入のうえ提出してください。

FAX又はメールでの提出も受け付けます(電話では受け付けません)。

回答方法 FAX又はメールで随時回答します。

(6) 留意事項

申請は一団体に付き一案とします。複数の申請はできません。

提出された書類の内容を変更することはできません。

提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

申請に関して必要となる経費は、申請者の負担とします。

事業計画書等の帰属権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

提出された書類については、北秋田市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

申請書類に虚偽の記載があったときは、失格とします。

## 11 説明会

次のとおり説明会を開催します。参加を希望される方は平成19年1月16日(火)まで、「17お問合せ先」までお申込下さい。

(1) 日 時 平成19年1月19日(金) 午後1時30～

(2) 場 所 北秋田市大野台ハイランド体育館

## 12 選定の方法

北秋田市産業部所管施設指定管理者選定委員会において、次に掲げる選考基準に照らしてもっとも適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

(1) 施設の管理運営について

正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的扱いをしないものであること。

事業計画書の内容が、施設の効用を次第減に発揮させるものであること。

事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

日常の安全管理が適切に行われるとともに、緊急時の必要な措置が図られるものであること。

(2) 事業計画について

新たな又は魅力的な提案(自主事業の開催を含む)が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みが図られるものであること。

利用者の意見を施設の管理運営に反映させる手段が盛り込まれていること。

利用者のサービス向上が図られるものであること。

地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであること。

個人情報の適切な管理のための必要な措置が図られるものであること。

### 13 選定の時期等

審査委員会は、平成19年2月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知します。選定された団体については、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。指定後すみやかに、現在の管理運営受託法人からの引継ぎに入っていただきます。なお、引継ぎにかかる費用については指定管理者の負担とします。

### 14 協定の締結

市議会の議決による指定に伴い、施設の管理に係る細目的事項、管理費用等の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

### 15 指定の取消し

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。また、指定管理を行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

### 16 法人税など

指定管理者は、会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者になる可能性がありますので、市役所税務課にお問い合わせ下さい。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問合せ下さい。

### 17 お問い合わせ先

北秋田市合川支所産業建設課 〒018-4272 北秋田市新田目字大野 82- 2 TEL 0186-78-2115 FAX 0186-78-3277 E-Mail ai-sangyo@city.kitaakita.akita.jp
---